

ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」 ご利用のご案内

1. お申込みにあたって

- 本口座は、平成 25 年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（以下、「非課税措置」といいます）の対応商品です。口座開設にあたり、当行と教育資金管理契約を締結していただきます。
- 非課税措置の適用を受けるには、直系尊属の方から、書面による贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば、贈与を受ける方の父母・祖父母・曾祖父母が該当します。
- 贈与を受ける方が既に他の金融機関や当行本支店で「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合、本口座をお申込みいただけません（ただし、既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます）。複数のご契約をされた場合、最初の 1 つを除き課税対象となります。
- 本口座へのお預入れは、平成 31 年 3 月 31 日までとなります。

2. ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」 商品概要

ご利用いただける方	祖父母等の直系尊属(贈与者)から、書面による教育資金の贈与を受けた 30 歳未満の方
対象となる預金	普通預金
お預入れ方法	口座開設店でのみお預入れできます。 ※贈与資金は贈与契約後 2 ヶ月以内にお預入れいただく必要があります。
お預入れ金額	10 万円以上 1,500 万円以下（1 円単位）
お預入れ期間	平成 25 年 8 月 30 日（金）～平成 31 年 3 月 31 日（日）
お引出し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で随時お引き出しできます。 ・口座からお引出した後、教育資金の支払いに充当のうえ領収書等を口座開設店にご提出ください。 ・領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日までとなります。また、領収書等の支払年月日は、口座からの出金と同じ年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）であることが必要です。 ・教育資金の支払以外のもの、領収書等の提出がないものについては贈与税の課税対象となります。
手数料	無料
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・当行本支店で一人様につき 1 口座のみの開設となります。 ・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等の作成はできません。 ・公共料金等の自動支払および給与等の自動受取にはご利用いただけません。

3. 口座開設のお手続きに必要なもの

書類	ご準備、記入・捺印していただく方		
	贈与する方	贈与を受ける方	親権者※1
戸籍謄本または住民票の写し（原本）※2	○	○	○※3
本人確認資料（原本） ※4	—	○	○
★贈与契約書（原本）	○	○	○
★ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」申込書兼教育資金管理契約書	○	○	○
★教育資金非課税申告書	—	○	○
★口座開設時チェックシート	—	○	—

★マークのあるものは、書式およびご記入例を窓口にご用意しております。

※1 贈与を受ける方が未成年の場合に必要です。

※2 贈与する方と贈与を受ける方の関係が直系尊属であることを確認できる必要があります。

※3 贈与を受ける方と親権者の方の関係を証明できるものが必要です。

※4 運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票の写し 等

※有効期限内または発行日から6ヶ月以内のもの

4. 資金のご準備

以下のいずれかの方法で、口座開設日までに資金をご準備ください。

○既に当行にある贈与を受ける方名義の口座にあらかじめ入金

○既に当行にある贈与する方名義の口座にあらかじめ入金 ⇒本口座開設日に、贈与する方もご来店ください。

5. 口座開設のお手続き

3. にてご準備いただいた以下の書類を、口座開設希望店へご提出ください。

○ご来店いただく方は、**贈与を受ける方**となります。(未成年の場合は、親権者さまも一緒にご来店ください)

※贈与資金が贈与する方名義のお口座にあり、口座開設日に本口座へお振替される場合は、贈与する方もご来店いただきますようお願いいたします。

○贈与資金は、**贈与契約日から2カ月以内に本口座へお預入れ**いただく必要があります。

6. お引出しについて

○当行本支店の窓口にて、随時お引出しいただけます。

○出金時には、本口座のお通帳、お届印をご用意ください。

○本口座からお引出しした後、教育資金を支払い、後日領収書等を口座開設店にご提出ください。

※お引出した資金は、当年中に教育資金の支払に充当する必要があります。

※領収書等に記載される支払年月日は、本口座からのお引出しと同じ年（1月1日～12月31日）であることが必要です。同じ年に属していない場合、お引出金は教育資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。

7. 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

<学校等(※1)に対して直接支払われる金銭>

○上限は、**1,500万円**

(※1)学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）等

○対象となる費用

上記学校等への、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定（試験）料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

<学校等以外の者(※2)に対して直接支払われる金銭>

○上記1,500万円のうち、**500万円**を上限

(※2)学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室（ピアノの個人指導等）、教養の向上のための活動（習字、茶道等）等

○対象となる費用

- ・上記「学校等以外の者」に直接支払われる月謝、謝礼、入会金等
- ・学校等で必要となり業者に直接支払われる教科書費、教科教材費（リコーダー・裁縫セット等）、修学旅行費、給食費等（※3）

(※3)「学校等」で必要となる費用を業者に直接支払った場合、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは500万円の範囲に該当します。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面（年度や学期の始めに配布されるプリントや教科書購入票等で、学校等の名称、年月日、用途・費目が記載されているもの）で業者を通じての購入や支払を保護者に依頼しているものを指します。

8. 領収書のご提出について

○ご用意いただくもの

- ・領収書等（領収書、領収書以外の「支払の事実を証する書類（※1）」）
- ・「ひめぎん教育資金贈与専用口座 孫との絆」に関する領収書等 明細一覧兼チェックシート

※領収書等には、以下の事項が記載されているかをご確認ください。

支払日 / 金額 / 支払者(宛名) / 支払先の氏名(名称)および住所 / 資金使途(※2)

※学校等で必要な費用を学校等以外に支払う場合は、以下が必要です。

上記の領収書等 + 「学校等の書面(※3)」

- (※1)「支払の事実を証する書類」は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ&A(Q5-3)で例示されています。要件が不足する場合には、振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する事実」に含まれます。
- (※2)資金使途(例:「〇〇代として」)の記載が必要です。また、学校等以外の者(塾や習い事)で必要な費用を直接支払場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例:「〇月分〇〇として(〇回または〇時)」)の記載も必要です。
- (※3)年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費目の記載が必要です。

○ご提出期限

領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年3月15日まで

※期限までにご提出いただけない場合、お引出金は教育資金以外の支出とみなされ、**贈与税の課税対象となります**ので、ご注意ください。

○ご提出先

本口座の開設店

※非課税となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について（文部科学省HPにも掲載されています）」をご参照ください。

★文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/kaitei/zeisei/1332772.htm

9. 本口座の終了について

教育資金管理契約は以下のいずれかに該当する場合、終了いたします。（本口座はただちにご解約いただきます。本契約終了後も引き続きご利用いただくことはできません。）

- ① 預金者（贈与を受ける方）の年齢が30歳に達した場合
- ② 預金者が亡くなられた場合
- ③ 本口座の預金残高がゼロになり、かつ、預金者と当行との間で口座解約の合意があった場合

※上記①または③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、契約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

10. その他の注意事項

○本口座にお預入れいただく前にお支払された教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。

○お預入れされた資金を減額することはできません。

○本口座からのお引出時、お支払先等をお聞きすることがありますので、あらかじめご了承ください。

○所定の期限までに領収書等のご提出がない場合、教育資金管理契約が終了した年に贈与があったものとみなされ、贈与税が課税されます。

○教育資金を振込される際の振込手数料は、非課税措置の適用対象外となります。

○前記9の①または③の事由により教育資金管理契約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額(※)がある場合、その残額に対して、契約が終了した日の属する年に贈与税が課税されます。

前記9の②の事由により契約が終了となった場合、贈与税は課税されません。

(※)以下の①、②の合計金額が贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、**贈与税のご申告が必要**となります。

①預入金額のうち、お引出をしなかった部分

②お引出金額のうち、次の部分

- ・教育資金のお支払に充当しなかった部分（年間のお引出合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
- ・教育資金の支払とお引出の年が異なる部分
- ・教育資金の支払に係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
- ・学校等以外の者への教育資金の支払で累計500万円を超える部分

○その他、教育資金管理契約に反するお取扱いがあった場合には、非課税措置の対象外となる可能性がありますのであらかじめご了承ください。また教育資金管理契約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および変更日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更契約の効力が発生するものとします。

<平成27年6月29日現在>